飛騨－11

近畿中国森林管理局
石川森林管理署管内
石川県
金沢市

富山森林管理署管内
富山県
南砺市

富山森林管理署
桂

加須良
（4377～4380林班）
白川担当区

椿原
（4381・4382林班）
白川担当区

芦倉
（4300・4301林班）
白川担当区

大瀬戸
（4302～4310林班）
白川担当区

馬狩
（4375・4376林班）
白川担当区

荒谷
（4364～4374林班）
白川担当区

近畿中国森林管理局
石川森林管理署管内
石川県
白山市

白川村
大野郡
白川村
白川
古川
飛騨市
南砺市
戸ケ野
飯島
鳩谷
荻町
保木脇
木谷
長瀬
成出
芦倉
椿原
有家ケ原

1：20,000

凡例

⑥	保安林	水源かん養林	附帯地	建	建物敷
⑦		土砂流出防備林		防	防火線敷
⑧		干害防備林		林道	林道敷
⑨		なだれ防止林		設	レクリエーションの森施設敷
⑩		保健林	貸地	貸	全ての貸地
⑪		砂防指定地	雑地	岩	岩石地
⑫	国立公園	特別保護地区		崩	崩壊地
⑬		第1種特別地域		荒	荒廃地
⑭		第2種特別地域		湿	湿地
⑮		第3種特別地域		草	草生地
⑯		普通地域		高	高山帯
⑰	県立自然公園	第1種特別地域		雑	その他雑地
⑱		第2種特別地域	林種	人工林	針葉樹 樹種 ヒノキ 林齢 12年
⑲		第3種特別地域			広葉樹 林齢 15年
⑳		普通地域			複層林 樹種 ヒノキ・ヒバ 林齢 50年
㉑	都道府県自然環境保全地域特別地区				混交林 樹種 ヒノキ（九万以上） 林齢 20年
㉒	都道府県自然環境保全地域普通地区			天然林	針葉樹 林齢 80年
㉓	都道府県自然環境保全地域野生動物保護地区				広葉樹 林齢 50年
㉔	鳥獣保護区特別保護地区				育成天然林 林齢 40年
㉕	鳥獣保護区普通地区				混交林 樹種 ヒノキ（九万以上） 林齢 65年
㉖	史跡名勝天然記念物			人工林	人工林伐採跡地（伐採により無立木地となった林分）
㉗	保護林	森林生態系保護地域保存地区		天然林	天然林伐採跡地（伐採により無立木地となった林分）
㉘		森林生態系保護地域保全利用地区	等	単層	単層林（主伐実行後で更新未了林分）
㉙		生物群集保護林保存地区		天然	天然生林（主伐実行後で更新未了林分）
㉚		希少個体群保護林		未	未立木地（伐採跡地以外の無立木地）
㉛	緑の回廊		代表樹種	人工林	スギ
㉜	レクリエーションの森	自然休養林 自然観察教育ゾーン			ヒノキ
㉝		森林スポーツゾーン			サワラ
㉞		野外スポーツゾーン			アカマツ
㉟		風景ゾーン			カラマツ
㊱	自然観察教育林			その他針葉樹	
㊲	野外スポーツ地域		施業群	④	小面積分散伐区
㊳	風致採勝林			⑦	小面積分散伐区枝打
分育	分収育林契約に基づく分収林			⑬	長伐期
分造	分収造林契約に基づく分収林			⑩	人工林長伐期複層伐（植栽型）
㊴	遺伝子保存林			⑫	人工林複層伐（植栽型）
㊵	精英樹保護林			⑩	人工林面的複層伐（植栽型）
㊶	検定林			⑫	人工林複層伐（天然更新型）
㊷	施業指標林			⑩	人工林択伐
㊸	試験地			⑫	天然林複層伐（天然更新型）
㊹	保護樹帯			⑬	天然林択伐
㊺	渓畔林			⑩	その他
㊻	更新困難地			⑩	施業群設定外
㊼	遊々の森				
㊽	巨樹・巨木				
㊾	多様な活動の森				
㊿	森林施業モデル林（水源涵養タイプ）				
機能類型	山地災害防止タイプ				
	水源涵養タイプ				
	自然維持タイプ				
	森林空間利用タイプ				
	快適環境形成タイプ				

※1）林班番号は公図等が表示してある林班は、その図号の欄枠が林班区切りにかかることを表す。
　　ただし、公図等に表示の無い林班が設定されている場合（いっぱい一部に異なる欄枠が存在することを表している。
※2）林齢は、令和6年3月31日現在（令和5年度データ）である。
※3）等高線の間隔は、国有林20m、民有林10mである。ただし、民有林は国土地理院の地形図を調製したものであり、国有林の等高線と必ずしも一致しない。

立入禁止区域

凡例			
	立入禁止区域	色別・区域	期間
1	岐阜県鳥獣保護区・休猟区	岐阜県ハンターマップ参照	通年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、署長等が立入禁止とする場所	○	通年
3	販売（立木、副産物、分収育林） 請負（素材生産、造林、治山、林道等） 委託箇所（収穫調査、巡視、測定等） 直営箇所（収穫調査、巡視）	実線内 破線上のみ	R8.4.1～R8.10.31
4	地方自治体等が有害捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域	○	通年

※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、該当森林管理署等へご相談下さい。